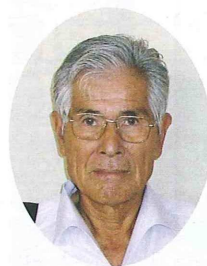


第2選挙区



澤田 眞生
下泉町一丁目
農政部会



藤田 幸隆
西喜光地町
農政部会



篠原 浩司
船木
農政部会



鴻上 孝志
船木
農地部会



神野 賢二
船木
農地部会



寺田 福光
大生院
農政部会



守谷 博明
上原一丁目
農地部会



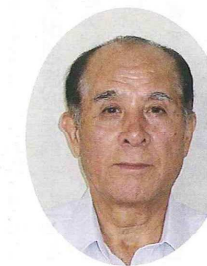
土岐 博章
萩生
農地部会



小泉 誠一
中村松木一丁目
農政部会



合田 有良
萩生
農政部会



神野 幸雄
船木
農政部会



矢野 和光
船木
農地部会



小野 雄基
船木
農政部会



秦 昭一
大生院
農地部会



藤原 雅彦
星越町
農政部会



藤田 豊治
船木
農地部会



仙波 憲一
船木
農政部会



山本 健十郎
萩生
農地部会

学識経験

第二十期農業委員さんは平成二十三年七月十九日をもって任期満了となりました。お疲れ様でした。七月二十日から第二十一期農業委員に改選されました。公選委員

二十五人、農協・農業共済・土地改良区各一人、学識経験四人の計三十二人です。農業に関する御相談・御質問は各地域の農業委員さんにお気軽にどうぞ！

新農業委員紹介

◆会長 就任の挨拶



藤田 幸正
垣生六丁目
農政部会

去る七月、農業委員の任期満了に伴い第二十一期農業委員会が発足し、農業委員の皆様方の推薦を受けまして会長に就任いたしました。新居浜市農業委員三十二名の代表として、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

◆役員



農地部会長
岡部 正明
垣生四丁目
農地部会



会長代理
星 加武比古
中西町
農地部会



農地部会長代理
篠原 修
光明寺一丁目
農地部会



農政部会長
小野 輝雄
沢津町二丁目
農政部会

米価の下落や輸入拡大による農産物の価格低迷による農業所得の減少として耕作放棄地の拡大など、従来の生産構造のままでは農業の継続が難しい状況になってきています。この様な状況の中、新居浜市の農業の維持・発展のためには、農業生産基盤の整備促進とともに意欲のある農業者又は農業生産組織が効率的かつ安定的に農業経営を行うことが可能となる環境を整えていくことが不可欠です。そのためにも農業に精通した農家の皆様方、農業委員、行政・農業関係機関の方々のご協力を得まして、活力ある新居浜農業の進展に努力して参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。



永井 幸孝
北新町
農政部会



村尾 浩一
新須賀町二丁目
農政部会



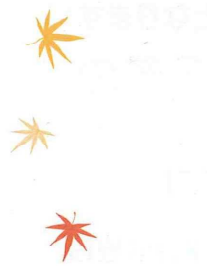
山下 元
庄内町三丁目
農地部会



片上 和彦
久保田町三丁目
農地部会



農政部会長代理
曾我部 英敏
北内町一丁目
農政部会



前田 和男
多喜浜五丁目
農地部会



高橋 繁
松神子二丁目
農政部会



神野 照一
郷四丁目
農地部会



岡田 充
宇高町五丁目
農地部会

新農業委員としての抱負

片上和彦委員

最近、日本の農業について論じられている紙面をよく目にする。「国民への食糧の安定供給は可能か、国民全体で議論を深めるべきではないか」という訴えである。日本は、米作りが盛んで日常生活にも大きく関わってきた。暖かくて多雨の気候が米作りに適していたのであろう。今の日本が成長できた大きな要因の一つが、日本の農業であるといっても過言ではない。

しかし、農業の現状は少子高齢化等々で、食糧自給率が僅か三十九%しかなく先進地の中で最下位であり、この状況を国民が危惧する事は当たり前である。また、農業関係の最大の懸案事項は、平成の開国といわれるTPPへの参画問題である。甚大な災害が発生し、影を潜めているが、TPPに参加すると日本の農業は崩壊し、自給率は十四%前後まで低下すると言われる。政府は、農業の発展維持のため国民全体で協議理解を促すようメッセージをもっと発信すべきだ。

農業を守って行く上で最も大切な組織は農業委員会である。各委員は、地域の農業者の代表であり、今後大きな存在となるべく行動が求められる。私も委員の一員となり地域農業を守るべく努力したいと思っている。農業委員の仕事は①法令業務②任意



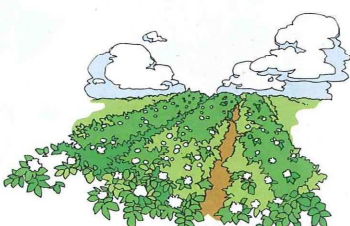
業務③答申の業務の三点が挙げられるが、いずれも欠かせない業務である。また、平成二十一年末に農地法が一部改正され一般企業が農業に参入することができるようになった。農作業歴のない企業が地域に進出することにより現存の農家主体の組織運営が阻害され、地域農業・農家の衰退に繋がる危険性がある。さらに、農業には、我々の食を満たすだけではなく多面的機能(環境面)も果たしている。先日もある大学の教授が「教育法を改正し、若者の微農制をとる必要がある」と提唱し、農業の重要性を説いている。

最終の目標は、農業・農地を守るべくいかに有効利用を進めるか、そのためには法に基づいた適正な許認可の実施、農地の有効利用への取組み、新規就農支援などの農地の斡旋が必要であり、耕作放棄地の減少に努めたい。優良農地の確保が日本農業の発展に繋がり、自給率向上にも繋がる。地元の農家の声を汲み上げ、現状把握し、課題を見出すことから始めたい。微力ではありますが、今後、地域農家の方々と一緒に活動して参りたいと思っております。

合田 有良委員

今回、地域の方の推薦を戴き、第二十一期の農業委員に就任いたしました。勤務の傍ら、先祖から受け継いだ農地を基に、小麦の生産に携わってきた小生には、身が引き締まる思いです。

さて、農業を取り巻く環境は厳しいと言われる続けて



久しくなりますが、問題解決への道のりが未だ遠い感じがします。農業に対する魅力が減退し、若者の忌避を招き、加えて就農者の高齢化が進み、耕作放棄地の増加に象徴されるように、正に危機的状況といえます。このような事態の解決のために、農地法の改正等、政策も次々と打ち出されていますが、猫の目政策と揶揄されないよう、政策が継続的で安心して農業に従事できるよう実効あるものになることを期待したいと思います。

現農政は、農地の流動化を図り、限りある農地を確保し、自給率を高めることであり、農業の収益性を高めるため、その規模の拡大、効率化へと向かっています。その一つに就農希望者には、農地の権利移転手続きを容易にするため、利用権設定等促進事業が行われておりますが、この事業が目的に沿って正しく活用されることの方が大切です、そのためには、農業委員会の役割が重要であります。

また、留意しなければならない点も多々あると思えます。例えば、作物は、土地、水、太陽等の育成に必要な環境がなくては育ちません。その環境を維持している組織が土地改良区等であり、耕作者個人ですが、さらに、その地域の住民の協力が必要で、安易な農地取得は、地域環境の荒廃の助長を招きかねません。作物は作るが付帯管理までは手が届かないといった光景を良く見聞します。

農業委員として、何が出来るかを学びながら、農業者が、農業に従事しやすい環境を作っていくために、役割を果たして行きたいと思っております。

市長へ建議書を提出しました。

平成二十三年五月六日に第二十期農業委員として農政部会を中心にして議論を重ねて作成した建議書を、役員五人で市長に提出しました。建議の内容は次のとおりです。

1 担い手の確保・育成

本市農業は、小規模兼業農家が大半を占めており、農業従事者の高齢化等担い手不足により耕作放棄地が増加傾向にある。耕作放棄地の発生防止、解消を図るためには、担い手の育成・確保を行い農地の有効利用の促進を図ることが不可欠である。このようなことから農業の担い手確保・育成対策として次の支援策を講じること。

- (1) 認定農業者を中心とした担い手の経営能力のさらなる向上を図るため、農業関係資金制度の積極的な情報提供、資金借入れ支援及び事務の迅速化により農業経営の改善・確立に向けた支援を図ること。



高橋前会長から佐々木市長へ建議書を提出しました

- (2) 新規就農者の支援体制等の整備に向けて、農業技術習得のための研修会開催や就農相談の充実を図ること。
- (3) 持続可能な農業経営を行う上で集落営農の組織化は重要な方策であるので、各地域で活動している共同機械利用者部会を中心に、集落営農組織として活性化し発展するよう関係機関・団体が連携して推進に努めること。

2 地産地消と食農教育の推進

地元農産物の消費拡大を図るため、農産物直売所(あかがね市四季菜広場)における農産物の販売、学校給食へ食材の提供を行っているが、充分とはいえない状況にあるため、次のような支援策を講じること。

- (1) 農産物直売所(あかがね市四季菜広場)の利用促進を図るため、安定供給体制の確立に向けて、関係団体が連携して各種イベントやPR活動を充実・強化させ、地元農産物の消費・販路の拡大を推進すること。
- (2) 地元農産物を利用した特産品について、農業・加工業など各種業界が連携して農産物加工品の商品開発を積極的に推進するよう取組みを図ること。
- (3) 学校給食における旬の食材や地元農産物の利用は十分とはいえない。このため、栄養士等関係者が連携して上手に学校給食に取り入れられるよう体制整備の強化を図ること。
- (4) 未来を担う子供たちが、農業や食育の重要性を認識できるように農業体験学習や農業施設見学を通して、

地域の安全・安心な農作物への理解を深める学習を推進すること。

3 有害鳥獣駆除対策の強化

有害鳥獣による農産物の被害が年々増加し、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地増加の一因になっている。また、個体数の増加も著しく被害も拡大し、農業者にとって深刻な問題となっている。

こうした中、市当局においては有害鳥獣対策に予算措置され、対応に努力されていると承知しているが、農業者の生産意欲を高め、安定した農業経営の継続を図るために次の支援策を講じること。

- (1) 鳥獣被害対策協議会において、有害鳥獣の適切な個体数や農作物等の被害状況を把握した上で、イノシシ等有害鳥獣の捕獲について研修会を開催するなど指導体制の強化を図ること。
- (2) 農業者が取り組める防除対策にも限界があるので、新居浜市鳥獣被害防止計画に基づき実施されている防御・駆除・捕獲、箱わなの貸出し等支援策を強化すること。
- (3) イノシシ等捕獲に係る箱わな免許の取得について、経費の助成措置を講じること。
- (4) ヒヨドリ・ムクドリ等による農産物への被害は、近年増加の傾向にあり、被害防止計画を見直すとともに、防鳥ネット等の助成措置を講じること。

4 農業生産基盤の整備

効率的な農業経営を推進する上で不可欠な農道・排水路・ため池等の農業用施設の老朽化が進行している。関係団体及び関係者と協議を行い、優先順位を付けるなど計画的に維持管理を行えるよう、国や県に予算要望するとともに市の助成施策の充実にも努めること。

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

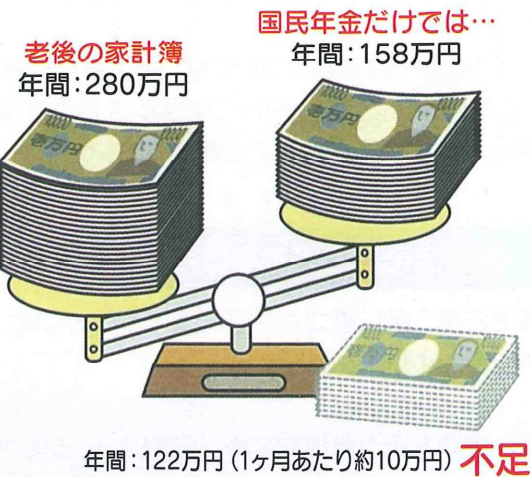
老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均寿命は…



老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合



農業者年金は老後生活を「がっちりサポート」

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援！
保険料に国庫補助も

公的年金ならではの税制上の優遇措置

農業者の方なら
広くご加入いただけます

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、通算すると最大で216万円

○農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算年金額(年額)		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	89万円	134万円
		女性	77万円	116万円
30歳	30年	男性	59万円	88万円
		女性	51万円	76万円
40歳	20年	男性	35万円	52万円
		女性	30万円	45万円
50歳	10年	男性	15万円	23万円
		女性	13万円	20万円

(注) この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の通常加入の試算です。付利率2.30%は、農業者年金の期待収益率(2.60%)から付利準備金と調整準備金への繰入率(0.30%)を控除して設定した率であり、予定利率1.40%は、農林水産省告示(H23.4.1施行)により定められている率です。

○保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料額	保険料の額が		
		月額2万円	月額5万円	月額6.7万円
15%の場合		36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合		48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合		72,000円	180,000円	241,200円

(注) 各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは
農業者年金で安心！

※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

委員報告

先進地視察研修

研修日 平成23年5月18日～19日

研修先 滋賀県農業技術振興センター(滋賀県近江八幡市)
JA草津市農業経済部交流センター(滋賀県草津市)

滋賀県農業技術振興センター

本施設は、滋賀県が農業分野の試験研究、新技術を推進するために建設された施設であり、試験研究成果等の迅速な普及をはじめ、環境と調和した農業の確立と担い手の育成を総合的に進めることを目指している。

また、滋賀県では、平成12年から鳥獣被害対策の本格的な試験研究を始めており、今回の研修では、その鳥獣被害対策を中心としたテーマで研修が行われた。



＜研修を受けての委員の意見＞

- ★ 鳥獣被害の対策を講じる前に、付近の環境・状況を確認してイノシシ等が好む環境を減らす工夫が必要である。特に山間部に耕作放棄地が発生するとそれがイノシシのエサの宝庫になるので、第一に耕作放棄地の調査・改善が必要であると痛感した。
- ★ 鳥獣被害対策の最終目標は、被害の軽減だけではなく、地域コミュニティの活性化、農業生産の復活振興であるので、新居浜市でも地域の関係機関が連携して出来るところから実行していくというスタンスで取り組むべきであると感じた。
- ★ 鳥獣被害対策は、行政が一時的に行う対策ではなく、住民が主体となって集落全体で取り組む必要がある。滋賀県でも当初は行政主体で行っていたが、住民主体の対策にシフトしたことによって被害が減ってきたとのことであった。

＜研修を受けての委員の意見＞

- ★ あおばな(通称露草)からの新成分発見を利用した血糖値上昇を抑制する研究開発から商品化に至る経緯の説明を受け、研究する心がけの大切さを学ぶことが出来た。
- ★ 店舗については、野菜類をはじめとした商品の品目数は比較的少なかったように感じたが、加工施設も整い、寿司や和菓子等の加工品も陳列されており、新居浜市が学ぶべき点が多くあったと思う。
- ★ 今後、会員を増やし、出荷数も増やしていきたいが、農業後継者が不足しているなど新居浜市と同じ問題を抱えているとのことであった。
- ★ 「おいしく 楽しく 生き生き健康」をテーマに新鮮な農畜産物やこだわりの商品、特産物を提供しており店舗内は非常に活気があった。新居浜市のあかがね市も参考にすべき点があったと思う。

JA草津市農業経済部交流センター「草津あおばな館」

農産物の展示販売、加工、体験交流、等多様な機能を有する施設として平成17年12月にオープンし、JA草津市が運営している。



遊休農地対策

「これからの取り組み」

新居浜市では、農業者の高齢化や担い手不足、農地条件が悪いなどの理由により、遊休農地が増加傾向にあります。遊休農地は、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生、さらに荒廃が進むと有害鳥獣の住み家やゴミの不法投棄など、周辺で耕作をしている農業者の方に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながる深刻な問題です。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
 - ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていることと認められる農地(①を除く)、
- と定義され、農業上の利用の増進を図るべき農地のことです。

農地法の改正によって遊休農地の対策が強化され、遊休農地の所有者等に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを農業委員会が一貫して行うこととなりました。農業委員会においては、周辺の方か



遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成23年7月～平成23年9月)

支所	遊休農地数	面積(m ²)	農地に占める遊休農地の割合	
			面積(m ²)	割合
1 本所	25	19,014		2.12%
2 高津	14	12,031		1.36%
3 垣生	57	39,833		4.69%
4 神郷	103	60,466		4.40%
5 多喜浜	258	206,743		18.30%
6 船木	289	154,685		8.35%
7 角野	27	20,449		1.93%
8 泉川	56	27,249		2.12%
9 中菽	204	151,274		5.56%
10 大生院	77	58,933		4.27%
11 大島	19	12,456		1.71%
12 別子山	138	360,454		42.27%
合計	1,267	1,123,587		7.48%

らの遊休農地に対する相談に対して、所有者にその都度指導し、さらに地元農業委員会を中心として、農地パトロールを実施して現状把握に努めていました。今後の取り組みとしては、問題解決の実効性を高めるべく、農地パトロールで把握したデータをもとに、できる限り農地の耕作の再開を指導していく方針です。もし、やむを得ない事情で耕作できない場合にも、その有効活用を図るために、利用権等設定による貸借につなげたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

地域のトピックス

表紙の写真は、大島で白いもを栽培している山本さん夫婦です。白いもは、生産が明治から始まったとされる大島の特産品であり、サツマイモと比較しても表皮が白く甘味がやや強いのが特徴です。

山本さんは、十年前から白いもの栽培を開始して、夏場の猛暑や害虫の発生、猪の被害に苦労しながらも、毎年、良質な白いもの生産に努め、その栽培の伝承を続けています。



山本さんが生産した白いも。形が良く、食味が良いと評判です。

小作権(賃借権)の相続には農業委員会への届出が必要です

小作している人が死亡しても、小作する権利は相続人に承継されます。遺産分割の協議の時には、小作権についての話し合いも忘れないで、書面に残しておくことが大切です。また、小作権を相続された方は、台帳の名義の変更のため農業委員会に小作地相続届を提出して下さい。小作地が未相続の場合、今後の土地利用や取引などに支障が生じる場合も考えられますのでご協力よろしく申し上げます。

農地の売買・贈与・貸借等には農業委員会の許可が必要です

農地の売買・贈与・貸借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意下さい。

なお、農地の貸借等については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定(10ページ参照)を行う方法もありますので、詳しくは農業委員会までご相談下さい。

農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

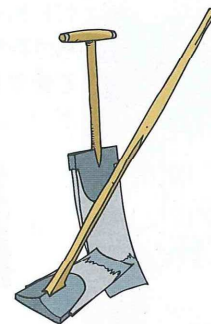
- ① 申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。(全部効率利用要件)
- ② 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。(農業生産法人要件)
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。(農作業常時従事要件)
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。(下限面積要件)
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域との調和要件)

※下限面積は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、農業委員会で面積を定めることとなっています。新居浜市内の下限面積は全域で30アールに設定されております。

農地法第3条許可事務の流れ

新居浜市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を20日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは右のとおりです。



(I) 申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。



(II) 申請書の記入

申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。(農業委員会事務局ホームページから申請書がダウンロードできます)



(III) 申請書提出前の再確認

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストをご確認下さい。



(IV) 申請書の提出

ご足労ですが、農業委員会事務局までお越し下さい。「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認下さい。



(V) 農地部会の開催及び許可書の交付

農地部会で許可・不許可についての農業委員会の意志決定を行います。(原則毎月5日) 許可書は、農地部会の翌日から交付することが出来ますので、申請書に押印された印鑑を持参の上、農業委員会事務局までお越し下さい。

選挙人名簿の登載申請をお忘れなく!!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢 20 歳以上の人。
- ③ 10 アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間 60 日以上耕作に従事している人。

申請は
毎年
必要です

- ◆ 農地を 10 アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。
- ◆ 年間 60 日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。
(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。

選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職されたときに行われます。



全国農業新聞は「農地を守り担い手を応援する専門紙」(週刊)です。

農業経営、くらしに役立つ情報が満載の新聞です。購読しましょう。

- ★ わかりやすい**農業・農政**の解説
- ★ みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ★ **くらしと地域**に活性化を
- ★ **女性**の元気を応援

<発行日> 毎週金曜日
<購読料> 月額 600 円

購読のお申込は、お近くの農業委員又は農業委員会までお問い合わせください。

安心できる農地の貸し借りについて ～利用権設定など促進事業について～



この事業の特徴

新居浜市では、貸し借りなどによって認定農業者等の意欲ある農家に農地を集積し、生産性を高めるために、利用権の設定を促進しております。

利用権設定で貸し借りなどを行う場合は、農地法の手続きを行う必要はなく、農家の申込に基づいて、農業委員会が「農用地利用集積計画」を作成し、市が公告するという仕組みで、農業委員会などの公的機関が実施しますので、関係当事者は安心して貸し借りが出来ます。

手続きについて

- 農地を貸したい人、借りたい人は農業委員会へ申し出てください。

○申込期限 毎年 **3月15日**
9月15日

- 新居浜市が農業委員会の審査・決定に基づき、農地の貸し借り等について農家の意向を取りまとめた「農用地利用集積計画」を公告すれば契約が成立します。

審査のポイント

利用権の設定における審査基準は、借り人が次の要件の全部を満たしていることです。

- 1 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すること
- 2 農地のすべてを効率的に耕作すること
- 3 農作業に常時従事すること
- 4 利用権設定後の面積が3,000㎡以上であること

